

日の出町地域防災計画

風水害等編

目次

第1部 総則	風-1
第1章 計画の目的	風-1
第2章 関係機関の業務大綱	風-3
第3章 住民及び事業所の基本的責務	風-3
第4章 日の出町の防災環境	風-3
第5章 災害の想定	風-4
第2部 災害予防計画	風-6
第1章 地域防災力の向上	風-6
第2章 風水害等被害軽減への備え	風-7
第3章 交通ネットワーク、ライフライン等の確保	風-9
第4章 出火・延焼等の防止	風-9
第5章 応急対応力の強化	風-9
第3部 災害応急対策計画	風-10
第1章 防災体制の確立	風-10
第2章 災害情報の収集・伝達・報告	風-15
第3章 災害救助法の適用	風-17
第4章 応援・派遣	風-17
第5章 消防・危険物対策	風-17
第6章 避難対策	風-18
第7章 交通規制・緊急輸送	風-23
第8章 災害医療	風-24
第9章 被災者生活支援	風-24
第10章 災害廃棄物処理、障害物の除去	風-24
第11章 遺体の取扱い	風-24
第12章 住民生活の早期再建	風-24
第4部 災害復旧・復興計画	風-25
第1章 被災施設の復旧	風-25
第2章 激甚災害の指定	風-25
第3章 復興計画	風-25
第5部 雪害対策計画	風-26
第1章 雪害への備え	風-26
第2章 雪害応急対策	風-27
第6部 降灰対策計画	風-30
第1章 降灰情報の収集・伝達	風-30
第2章 降灰対策	風-31
第7部 大規模事故対策計画	風-32
第1章 火災予防対策	風-32

第2章	防災体制の確立	風-34
第3章	危険物事故の応急対策	風-36
第4章	大規模事故時の応急対策	風-42

第1部 総則

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び日の出町防災会議条例（昭和39年日の出村条例第24号）の規定に基づき、日の出町防災会議が作成する計画であり、風水害等の災害に関して総合的な指針及び対策計画を定めたものである。

その目的は、本町及び関係機関、自治会、自主防災組織、事業所、町民が総力を結集し、各主体の持てる能力を発揮し、主体間で連携を図ることにより「自助」「共助」「公助」を実現し、町における風水害等の災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることとする。

第2節 計画の基本方針

1 減災を重視した災害対策の推進

住民の生命、身体及び財産を守ることを第一義としたうえで、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を災害対策の基本とし、災害に強いまちづくりの推進を図る。

また、災害により負った傷病の悪化や避難生活での過労などに伴う災害関連死にも留意する必要がある。避難所における生活環境の向上に取り組むとともに、被災者に対するきめ細かい支援策等を推進する。

2 地域防災力の向上

大規模な災害が発生したときは、町をはじめとする関係機関のみで対応することは困難である。そのため、「自らの命は自ら守る」、「自分たちの居住する地域は地域の住民で守る」との考えによる「自助」、「共助」を位置付ける。

そのため、「自助」においては、家庭内備蓄の推進、住民の一人ひとりの防災意識の向上等に努め、「共助」においては、自治会、自主防災組織等による訓練の実施等、地域のつながりを活かした地域防災力の向上を目指す。

3 要配慮者の支援

災害時には、高齢者、障がい者、乳幼児、性的マイノリティ、外国人その他の様々な立場の被災者（以下「要配慮者」という。）への配慮や支援が必要になる。

特に、避難活動においては、自力での避難が困難な者（以下「避難行動要支援者」という。）に対しては、安否確認及び避難の手助けが必要となる。

そのため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、地域による安否確認等の避難支援体制を構築するとともに、避難生活への配慮等を考慮した防災対策を推進する。

また、要配慮者利用施設における避難体制等の整備促進を図る。

4 男女共同参画

これまでの大規模災害では、避難生活における女性への配慮等について様々な課題が提起されている。そのため、男女共同参画の視点から、地域の自主防災活動へ女性の参画を求め、男女双方の視点に配慮した防災対策を進める。

5 地域の特性に適合した災害対策

町は、土砂災害、河川の氾濫等により山間地の住宅、福祉施設等が孤立することも想定される。そのため、情報伝達、地域及び家庭での備蓄の促進はもとより、大雨を予測した事前避難の体制を整備する。

6 危険な盛土に対する災害対策

町は、盛土規制法に基づき東京都で指定する規制区域のうち、東京都の許可内容に反した危険な盛土について、優先的な警戒、住民の避難誘導を行う体制を構築する。

第3節 計画の構成

本計画は、地震災害への対応をまとめた「震災編」、風水害、雪害、火山災害、大規模事故等への対応をまとめた「風水害等編」、関係資料等をまとめた「資料編」の3編で構成する。

第4節 他計画との関係

本計画は、国の防災基本計画、東京都地域防災計画及び関係機関が作成する防災業務計画に整合するよう定める。

第5節 計画の習熟

町及び関係機関は、普段から危機管理、災害等の防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練の実施等を行い、本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

第6節 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときには計画を修正する。修正に当たって、各関係機関は、関係のある事項について修正案を日の出町防災会議に提出する。

第2章 関係機関の業務大綱

震災編 第1部 総則 「第2章 関係機関の業務大綱」を準用する。

第3章 住民及び事業所の基本的責務

震災編 第1部 総則 「第3章 住民及び事業所の基本的責務」を準用する。

第4章 日の出町の防災環境

震災編 第1部 総則 「第4章 日の出町の防災環境」を準用する。

第5章 災害の想定

第1節 過去の被害履歴

過去の気象災害、被害履歴を見ると、被害が最も大きかった洪水は、昭和41年9月24日の台風26号で、床上浸水146戸、床下浸水3戸の被害が発生している。

近年の被害等の記録によると、平成11年8月の熱帯低気圧による大雨により時間雨量55mmを記録した。平成14年8月の集中豪雨では、隣接のあきる野市で時間雨量67mmを記録する等、これまでの観測記録を上回る雨量をもたらす大雨が生じている。

令和元年に発生した台風19号では、台風が接近した10月12日夜に平井川の増水により大久野地区で都道184号が崩落し、上流に居住する住民、特別養護老人ホームの入所者等約400人が孤立状態となった。

また、道路の下に敷設された上下水道管が寸断されたため断水となった。

年月日	気象・水害名	総雨量 (mm)	時間最大 雨量(mm)	浸水面積 (ha)	浸水棟数 (棟)	水害箇所	原因
S22.9.8	カスリン台風	166.8	34.7	33.9	83	不明	不明
S33.9.26	台風22号 (狩野川台風)	444.1	76	20.3	94	不明	不明
S41.9.24	台風26号	235	30	1	149	不明	溢水・内水
S52.7.7	集中豪雨	25	20	0.5	4	あきる野市草花	内水
S52.8.17～19	集中豪雨	243.5	35	0.6	10	日の出町大久野	溢水、内水
S54.10.19	台風20号	219	47	1.6	16	日の出町大久野、平井あきる野市瀬戸岡、菅生、草花、平沢	内水
S57.8.1	台風10号	252	41	0.9	14	日の出町大久野、平井あきる野市草花、二宮	内水
S57.8.27	台風13号	46	25	0.1	1	あきる野市瀬戸岡	内水
S57.9.12	台風18号	283	34.5	0.7	10	日の出町大久野、平井あきる野市平沢	内水
S60.6.30～ 7.1	台風6号	181	32	0.1	6	日の出町萱窪、玉の内	内水
H11.8.13～14	熱帯低気圧	338	55	0.07	3	日の出町大久野、平井	内水
H14.8.2	集中豪雨	70	67	0.01	1	あきる野市瀬戸岡	内水
H16.10.9	台風22号	229	21	0.02	1	日の出町平井	内水
H20.8.28	豪雨	176	48	0.04	7	日の出町平井	内水
R元.10.12	台風19号	611.1	48.5	0.1	10	日の出町大久野、平井	内水

(出典) 水害記録(東京都)

(注) : 雨量値は、S22.9～S41.9は大手町、S52.7は青梅、S57.8は八王子、R元.10は肝要の里の雨量計、その他は五日市の観測データ

内水とは、排水路、小河川等の水が窪地的な地形、合流する河川の水位上昇により、その地点で溜ってしまい浸水してしまうこと。溢水とは、河川の水が堤防等を越えて溢れ出ること。

第2節 風水害等の想定

1 風水害の想定

東京都では、中小河川において、1時間あたり50mmの降雨に対応できるよう、流下能力の向上を図る河川改修を実施しており、平井川も昭和58年度より改修を実施してきたが、1時間50mmを超える降雨に伴う水害が頻発していることを踏まえ、平成24年11月に多摩地域の目標整備水準を時間最大65mmに引き上げた。

平井川及び支川における現況の流下能力は、1時間あたり50mmの降雨に対して、各支川とも概ね安全に流下できる河川断面となっているが、平井川本川は、安全に流下できる河川断面を有していない箇所がある。

また、平井川及び各支川は比較的急流河川であるため、河床の深堀れ、堤防破損等の被災を数多く受けている。そのため、平井川流域の治水対策として、時間雨量50mmの洪水に対する安全度の達成、護岸等の河川管理施設の機能維持対策を実施している。

また、近年都市部に発生しているような異常豪雨への対策、都市化の進展に伴う流域での雨水の保水・遊水機能確保等の総合的な治水対策への取り組み等がなされている。

近年の気象災害の傾向を見ると、従来の観測記録を超える集中豪雨が頻発しているが、日の出町は東京都豪雨対策基本方針に定める対策強化流域に当たらないことから、町の計画としては、時間雨量50mmの降雨を基本に、時間雨量100mmを越える降雨も視野に入れ、これらの降雨のもとで発生することが予想される事象としての洪水・土砂災害を想定するものとする。

2 雪害の想定

平成26年2月14日からの大雪では、2月14日から16日にかけて、低気圧の接近・通過により、関東甲信地方を中心に雪が降り続き大雪となった。

特に、山梨県、群馬県及び埼玉県では最深積雪を大幅に更新する記録的な大雪となった。都内では、奥多摩町及び檜原村を中心に、大雪に伴う通行不能地域が発生し、このうち、日の出町に近い檜原村では、倉掛地区と数馬地区等で孤立地区が発生した。2日後の2月16日には、除雪対策の他孤立住民の救助活動、食料供給等のため、都知事が自衛隊に対し災害派遣要請を行った。

この大雪による降雪量は、従来の観測記録を越える最大のものであったが、近年の気象災害の傾向により、これを越える事態も想定される。そのため、これを越える大雪時の被害、孤立等の事象を前提として想定する。

3 火山災害の想定

火山が噴火した場合には、風向及び風の強さによって町域に降灰があり、交通、農作物、生活等に影響がでることが予想される。

「大規模噴火時の広域降灰対策について一首都圏における降灰の影響と対策一」（令和2年4月7日公表）の資料においては、西風が卓越した場合（宝永噴火に近いケース）、町域に8cm程度の降灰が予想されている。

4 大規模事故の想定

大規模事故として、危険物等施設における事故、航空機事故、道路事故、ガス爆発を想定する。

第2部 災害予防計画

第1章 地域防災力の向上

震災編 第2部 災害予防計画 「第1章 地域防災力の向上」を準用する。

第2章 風水害等被害軽減への備え

■対策の体系

項目	担当
第1節 水害の防止	まちづくり課、建設課、都（建設局）
第2節 土砂災害の防止	（震災編を準用）
第3節 避難体制の整備	生活安全安心課
第4節 水防体制の整備	生活安全安心課、建設課

第1節 水害の防止

1 総合治水対策の推進

担当	都（建設局）
----	--------

都は、中小河川において、目標整備水準を時間最大65mm降雨とし、時間雨量50mmまでは河道で、それを超える部分は新たな調節池等で対応することを基本とする。よって1時間50mm対応の河道整備を進めていく。

また、治水施設の整備を図るとともに、下水道事業や流域の雨水流出抑制施設とを連携させた総合的な治水対策を推進し、水害の早期軽減を図る。

2 流出抑制施設の整備

担当	まちづくり課、建設課
----	------------

町は、雨水の流出を抑制するため道路における透水性舗装及び浸透ますの設置、住宅・公共施設への防災調整池の設置、雨水貯留・浸透施設の設置等、地域の特性を踏まえつつ必要に応じて調査・研究する。

第2節 土砂災害の防止

震災編 第2部 災害予防計画 「第2章 安全な都市づくり」「第3節 土砂災害の防止」を準用する。

第3節 避難体制の整備

1 ハザードマップの作成・公表

担当	生活安全安心課
----	---------

町は、都が作成した浸水予想区域図をもとに、浸水予想区域及び浸水深、緊急避難場所・避難所等を示したハザードマップを作成し、住民に配布する。

また、ハザードマップを町ホームページに掲載し啓発を図る。

第4節 水防体制の整備

1 水防資機材の整備

担当	生活安全安心課、建設課
----	-------------

町は、備蓄する水防用資機材を点検し、不足する資機材の補充等を行う。

2 水防訓練の実施

担当	生活安全安心課、建設課
----	-------------

町は、消防団と連携して出水期の前に土のう積み等の水防工法の訓練を実施し、水防技能の向上を図る。

第3章 交通ネットワーク、ライフライン等の確保

震災編 第2部 災害予防計画 「第3章 交通ネットワーク、ライフライン等の確保」を準用する。

第4章 出火・延焼等の防止

震災編 第2部 災害予防計画 「第4章 出火・延焼等の防止」を準用する。

第5章 応急対応力の強化

震災編 第2部 災害予防計画 「第5章 応急対応力の強化」を準用する。

第3部 災害応急対策計画

第1章 防災体制の確立

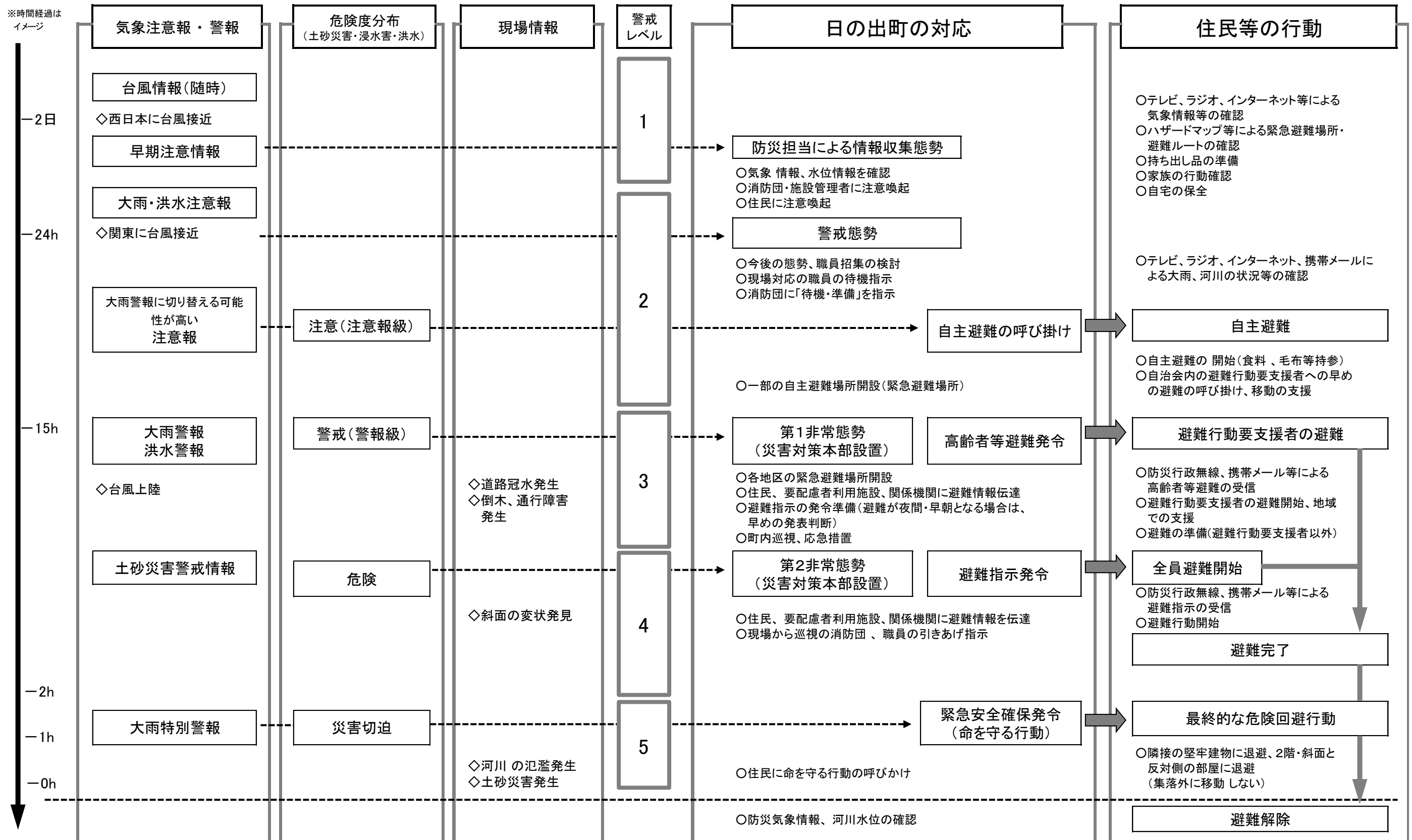
■対策の体系

項目	担当
第1節 タイムライン（防災行動計画）	各班
第2節 配備体制の確立	各班
第3節 職員の動員・配備	各班
第4節 災害対策本部等の設置、運営	各班

第1節 タイムライン（防災行動計画）

台風の接近、上陸に伴う風水害の発生については、次に示すタイムライン（防災行動計画）を目安に対応することを基本とする。

台風の接近・上陸に伴う大雨を対象とした避難指示等の発令に着目したタイムライン（防災行動計画）



※タイムライン（防災行動計画）は、1つの事象についての例示であり、全ての災害に同じ対応をとるものではない。

第2節 配備体制の確立

1 配備体制

風水害等に関する町の配備体制は、次のとおりとする。

態勢	基準	内容	配備職員
警戒態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・気象注意報が発表され、今後、風雨が強まることが予想されるとき ・大規模事故が発生したとき ・富士山等の火山噴火により降灰の影響が予測されるとき 	主に情報収集をし、今後の配備拡大に備える態勢	生活安全安心課防災担当
第1非常態勢 (災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> ・警報（大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪警報）が発表されたとき ・本部長が必要と認めたとき 	避難場所を開設し災害に備える態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・町長、副町長 ・生活安全安心課 ・課長 ・災害復旧部現地調査班の職員 ・各課長が指名する職員
第2非常態勢 (災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・本部長が必要と認めたとき 	救助、その他、災害の拡大を防止するための通常業務を継続しながら災害対策を行う態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・町長、副町長 ・係長以上の職員 ・課長が指名する職員
第3非常態勢 (災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生したとき ・本部長が必要と認めたとき 	町の全力をもって災害対策を行う態勢	全職員

2 配備の決定

配備は、本部における会議により決定する。

第3節 職員の動員・配備

1 動員方法

(1) 勤務時間内

勤務時間内は、庁内放送、電話連絡等により、生活安全安心課が各課長に配備体制の伝達を行う。

各課長は、この情報に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。

(2) 勤務時間外

勤務時間外は、各課長からの電話等の連絡により配備する。

2 参集場所

勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は各職員の勤務場所又は指定場所とする。

参集した職員は、所属単位ごとに総務課に参集報告を行う。

第4節 災害対策本部等の設置、運営

震災編 第3部 災害応急対策計画 「第2章 防災体制の確立」「第3節 災害対策本部等の設置、運営」を準用する。

第2章 災害情報の収集・伝達・報告

■対策の体系

項目	担当
第1節 通信手段の確保	(震災編を準用)
第2節 災害情報の収集・伝達・報告	本部事務局、東京管区气象台
第3節 広聴・広報活動	(震災編を準用)
第4節 安否情報の提供	(震災編を準用)

第1節 通信手段の確保

震災編 第3部 災害応急対策計画 「第3章 災害情報の収集・伝達・報告」を準用する。

第2節 災害情報の収集・伝達・報告

1 気象情報の収集・伝達

担当	本部事務局、東京管区气象台
----	---------------

東京管区气象台は、次の気象情報を発表する。

町は、これらの情報を収集し、関係機関、住民等に伝達する。

(1) 気象等警報・注意報

気象等警報・注意報は、次のとおりである。

注意報	災害が発生するおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報 (16種：大雨注意報、洪水注意報、大雪注意報、強風注意報、風雪注意報、波浪注意報、高潮注意報、雷注意報、濃霧注意報、乾燥注意報、なだれ注意報、着氷注意報、着雪注意報、融雪注意報、霜注意報、低温注意報)
警報	重大な災害が発生するおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報 (7種：大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報、波浪警報、高潮警報) 大雨警報は、特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報(土砂災害)」、「大雨警報(浸水害)」又は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」のように発表
特別警報	数十年に一度の台風や温帯低気圧等により、警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合、特別警報を発表 (6種：大雨特別警報、大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、波浪特別警報、高潮特別警報) 大雨特別警報は、特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報(土砂災害)」、「大雨特別警報(浸水害)」又は「大雨特別警報(土砂災害、浸水害)」のように発表

(2) 記録的短時間大雨情報

数年に1度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測、解析したときに、気象情報の一種として発表される。本町においては、1時間雨量で100mmを越す降水が観測された場合発表される。

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等の激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、雷注意報を補足する情報として、気象台等から発表される。

(4) ナウキャスト（降水、竜巻、雷）

気象庁からナウキャストによる予測が気象庁ホームページで提供される。ナウキャストの種類は、次のとおりである。

降水ナウキャスト	降水短時間予報より迅速な情報として5分間隔で発表され、1時間先までの5分毎の降水の強さを1km四方の細かさで予報する。
雷ナウキャスト	雷の激しさ及び雷の可能性を1km格子単位で解析し、その1時間後（10分～60分先）までの予測を行う。
竜巻発生確度ナウキャスト	竜巻の発生確度を10km格子単位で解析し、その1時間後（10～60分先）までの予測を行う。
高解像度降水ナウキャスト	気象レーダーの観測データを利用して、250m解像度で降水の短時間予報（30分先）を行う。

(5) 火災気象通報

東京管区気象台は、消防法（昭和23年法律第186号）に基づき、都知事に対し火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。

町長は、都知事からこの通報を受けたとき又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたとき、火災警報を発令することができる。

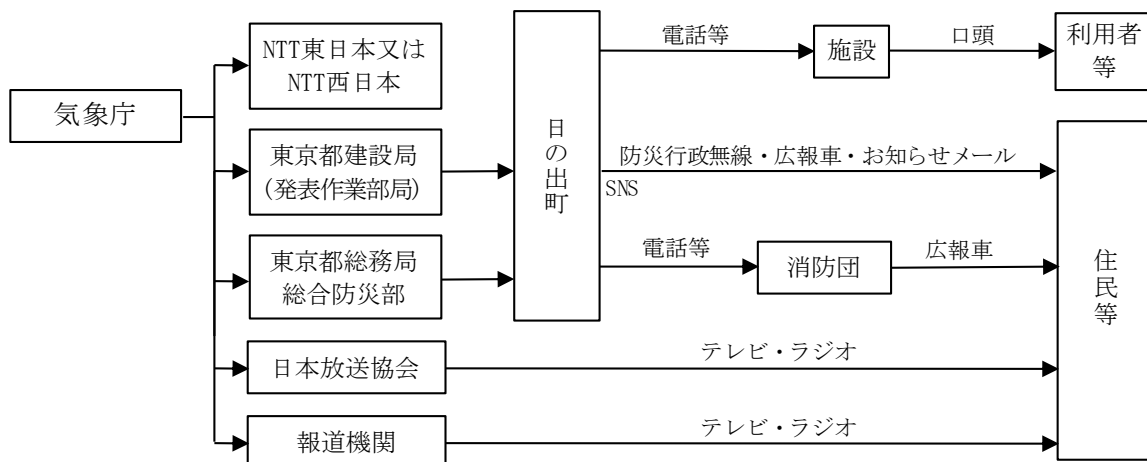
なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。

(6) 土砂災害警戒情報

都及び東京管区気象台は、区市町村を単位として土砂災害警戒情報を発表する。

都は、防災FAX及び災害情報システム（DIS）を利用するとともに、町長等とのホットライン、事前登録した担当者への自動メール等を用いて、土砂災害警戒情報を確実に伝達する。

町長は、土砂災害警戒情報が発表された場合は、避難指示の判断を行う。



以下、震災編 第3部 災害応急対策計画 「第3章 災害情報の収集・伝達・報告」を準用する。

第3章 災害救助法の適用

震災編 第3部 災害応急対策計画 「第4章 災害救助法の適用」を準用する。

第4章 応援・派遣

震災編 第3部 災害応急対策計画 「第5章 応援・派遣」を準用する。

第5章 消防・危険物対策

震災編 第3部 災害応急対策計画 「第6章 消防・危険物対策」を準用する。

第6章 避難対策

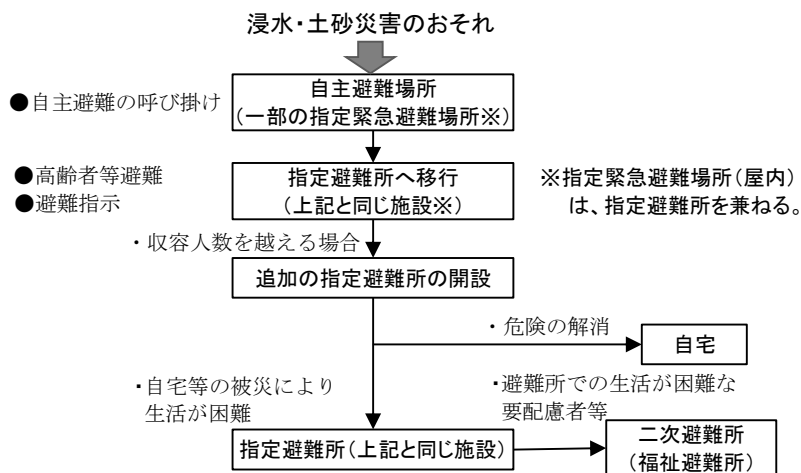
■対策の体系

項目	担当
第1節 避難活動の流れ	—
第2節 自主避難	本部事務局、避難所班
第3節 避難指示等の発令	本部事務局、避難所班
第4節 避難誘導	(震災編を準用)
第5節 警戒区域の設定	(震災編を準用)
第6節 避難生活	(震災編を準用)
第7節 避難者の他地区への移送	(震災編を準用)
第8節 動物愛護	(震災編を準用)
第9節 帰宅困難者対策	(震災編を準用)

第1節 避難活動の流れ

風水害における避難活動の流れは、次のとおりとする。

- (1) 台風の接近等により危険が想定される場合は、時間的余裕をもって、自主避難の呼び掛け又は高齢者等避難を発令する。その場合は、先行して各地区の一部の自主避難場所を開設する。
- (2) 土砂災害、浸水等の危険がある場合は、防災気象情報等に基づき、危険区域の居住者等に対して、避難指示を発令する。その場合は、指定緊急避難場所を開設する。
- (3) 風雨等が収まり土砂災害、浸水等の危険が解消した場合は、指定緊急避難場所を閉鎖する。避難者は帰宅の措置をとる。
- (4) 住家が被災し居住できない場合は、指定避難所を開設し避難者を受け入れる。
- (5) 指定避難所で避難生活が困難な要配慮者は、二次避難所(福祉避難所)を開設し受け入れる。



第2節 自主避難

担当	本部事務局、避難所班
----	------------

町は、台風の接近等により危険が想定される場合は、日没前の時間帯での避難が可能なように自主避難場所を開設し、事前の自主避難を呼び掛ける。

自主避難場所	平井地区：グリーンプラザ 大久野地区：大久野中学校
--------	------------------------------

第3節 避難指示等の発令

1 避難指示等の発令

担当	本部事務局
----	-------

(1) 避難指示等の種類

町長（本部長）は、状況に応じて、次の種類の避難指示等を発令する。

避難指示等の発令に際しては、必要に応じて国や都、気象防災アドバイザー等の助言を活用し、適切に判断を行うよう努める。

種類	内容
高齢者等避難	避難指示に先立ち、住民の避難準備及び避難行動要支援者等の避難を促すために、高齢者等避難を発令する。
避難指示等	立退き避難 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者及び滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。
	屋内安全確保 ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まる等により、計画的に身の安全を確保することであり、河川氾濫等に伴う立退き避難指示に際し、居住者等の自らの確認・判断により、とり得る行動として通知する。
緊急安全確保	避難場所等への避難が安全にできない場合に、自宅、近隣の建物にて緊急的に安全確保するよう促す。

(2) 避難指示等の発令権者等

避難指示等の発令権者と要件は、次のとおりである。

発令権者	要件	根拠法令
町長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条第1項
都知事	災害の発生により町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第6項
警察官 海上保安官	ア 町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき。 イ 町長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条第1項
警察官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき。	警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条第1項

発令権者	要件	根拠法令
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき。	自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条第1項
都知事又は都知事の命を受けた都職員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条

(3) 避難指示等の発令基準（目安）

避難指示等の発令基準（目安）は、警戒レベルに応じて設定し、概ね次のとおりとする。

避難情報	基準(目安)
自主避難	(1) 強い降雨を伴う台風等が24時間以内に接近・通過することが予想される場合
高齢者等避難	(1) 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）する場合 (2) 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 (3) 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 (4) 強い降雨を伴う台風等が24時間以内に接近・通過することが予想される場合
避難指示	(1) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 (2) 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）する場合 (3) 警戒レベル4相当の強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方にかけて通過することが予想される場合 (4) 警戒レベル4相当の強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 (5) 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 (6) 河川の水位が上昇し、氾濫するおそれのある場合
緊急安全確保	(1) 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 (2) 土砂災害に関するメッシュ情報で「災害切迫」（警戒レベル5相当情報「土砂災害」）となった場合 (3) 土砂災害が発生した場合 (4) 河川の氾濫が発生した場合

(4) 警戒レベルの発表

警戒レベルは、災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等がとるべき行動と、その行動を居住者等に促す情報とを関連付けるもので、5段階に区分される。

町は、避難指示等の発令に際し、警戒レベルを付加し避難対象地区の住民に伝達する。

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	避難情報(町発令)	防災気象情報等
5	災害発生又は切迫	命の危険、直ちに避難	緊急安全確保	・大雨特別警報 ・決壊、越水発生(現場からの情報) ・危険度分布「災害切迫」
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布の「危険」 ・大雨警報(浸水害)の危険度分布の「危険」
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	・大雨警報 ・洪水警報 ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布の「警戒」 ・大雨警報(浸水害)の危険度分布の「警戒」
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	-	・大雨警報(土砂災害)の危険度分布の「注意」 ・大雨警報(浸水害)の危険度分布の「注意」 ・大雨注意報 ・洪水注意報
1	今後気象状況の悪化のおそれ	災害への心構えを高める。	-	早期注意情報(警報級の可能性)

2 避難指示等の伝達

担当	本部事務局
----	-------

避難指示等の伝達手段及び伝達事項は、次のとおりである。

伝達手段	(1) 防災行政無線 (2) お知らせメール (3) 広報車による呼び掛け (4) Lアラート※によるテレビ、ラジオ (5) 支援者による避難行動要支援者への個別の呼び掛け
伝達事項	(1) 避難対象地域(地区名、字名、施設名等) (2) 避難の理由(避難要因となった危険要素とその場所等) (3) 避難先(安全な方向、避難場所の名称等) (4) その他必要な事項(携行品、避難行動要支援者への支援呼び掛け等)

※地方公共団体等が発出した避難指示等の災害関連情報をはじめとする公共情報を放送局等多様なメディアに対して一斉に送信することで、災害関連情報の迅速かつ効率的な住民への伝達を可能とする共通基盤

3 都への報告

担当	本部事務局
----	-------

町は、避難の措置及び解除の状況について、速やかに都に報告する。当該報告は、原則として東京

都災害情報システム（DIS）への入力により行う。

報告事項は、次のとおりである。

(1) 発令者	(2) 発令の理由と発令の日時	(3) 避難の対象地域
(4) 避難地	(5) その他必要な事項	

4 緊急避難場所の開設

担当	本部事務局、避難所班
----	------------

町は、避難指示等を発令した場合は、緊急避難場所（屋内）を開設し、避難者を受入れる。

以下、震災編 第3部 災害応急対策計画 「第7章 避難対策」を準用する。

第7章 交通規制・緊急輸送

■対策の体系

項目	担当
第1節 交通規制	土木施設班、都（西多摩建設事務所）、五日市警察署
第2節 緊急輸送	（震災編を準用）

第1節 交通規制

1 交通規制

担当	土木施設班、都（西多摩建設事務所）、五日市警察署
----	--------------------------

五日市警察署は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

また、道路管理者は、道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止し又は制限する。

2 車両の検問

担当	五日市警察署
----	--------

五日市警察署は、主要幹線道路における車両検問を行い、住民の緊急避難又は応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。

3 その他

担当	五日市警察署、土木施設班
----	--------------

五日市警察署は、交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋梁等の応急補強並びに排水等について、所管する関係機関に連絡しそれらの復旧の促進を図る。

以下、震災編 第3部 災害応急対策計画 「第8章 交通規制・緊急輸送」を準用する。

第8章 災害医療

震災編 第3部 災害応急対策計画 「第9章 災害医療」を準用する。

第9章 被災者生活支援

震災編 第3部 災害応急対策計画 「第10章 被災者生活支援」を準用する。

第10章 災害廃棄物処理、障害物の除去

震災編 第3部 災害応急対策計画 「第11章 災害廃棄物処理、障害物の除去」を準用する。

第11章 遺体の取扱い

震災編 第3部 災害応急対策計画 「第12章 遺体の取扱い」を準用する。

第12章 住民生活の早期再建

震災編 第3部 災害応急対策計画 「第13章 住民生活の早期再建」を準用する。

第4部 災害復旧・復興計画

第1章 被災施設の復旧

震災編 第4部 災害復旧・復興計画 「第1章 被災施設の復旧」を準用する。

第2章 激甚災害の指定

震災編 第4部 災害復旧・復興計画 「第2章 激甚災害の指定」を準用する。

第3章 復興計画

震災編 第4部 災害復旧・復興計画 「第3章 復興計画」を準用する。

第5部 雪害対策計画

第1章 雪害への備え

■対策の体系

項目	担当
第1節 除雪体制の整備	総務課、建設課、施設を所管する課
第2節 孤立対策	生活安全安心課

第1節 除雪体制の整備

1 除雪優先道路の選定

担当	建設課
----	-----

町は、降雪により道路の通行が困難となる場合に備え、あらかじめ除雪を優先する道路を選定する。

2 除雪体制の整備

担当	建設課
----	-----

町は、道路の除雪作業が行えるよう建設事業者等との協力体制を構築する。

3 公共施設の備え

担当	総務課、施設を所管する課
----	--------------

町は、公共施設において利用者の安全を確保するため、スコップ、凍結防止剤、融雪剤等の資機材を備蓄する。

第2節 孤立対策

担当	生活安全安心課
----	---------

町は、積雪により道路の通行不能、ライフラインの途絶等により、各家庭、施設等が孤立する場合に備え、自助として備蓄等を行うよう啓発する。

また、各地区、施設等の情報を収集するため、相互に通信が可能な無線の整備を図る。

詳細は、震災編 第2部 災害予防計画 「第1章 地域防災力の向上」「第5章 応急対応力の強化」を準用する。

第2章 雪害応急対策

■対策の体系

項目	担当
第1節 初動体制	各班
第2節 雪害情報の収集・広報	(風水害等編第3部を準用)
第3節 除雪	現地調査班、土木施設班、消防班
第4節 住民生活支援	(震災編を準用)

第1節 初動体制

担当	各班
----	----

町は、降雪が想定される場合、次の体制をとる。

態勢	基準	内容	配備職員
情報収集態勢	<ul style="list-style-type: none"> 大雪注意報が発表され、今後積雪が予想される とき又は風雪注意報が 発表され、降雪を伴う強 風が継続する見込みが あるとき 	主に情報を収集し、 今後の配備拡大に備 える態勢	生活安全安心課防災担当
第1非常態勢 (災害警戒本部)	<ul style="list-style-type: none"> 大雪警報、暴風雪警報が 発表されたとき 10cm以上の積雪が確認さ れたとき 	道路の除雪、公共施 設の除雪を行う態勢	<ul style="list-style-type: none"> 副町長 生活安全安心課 課長 災害復旧部現地調査班の 職員 各課長が指名する職員
第2非常態勢 (災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> 強い降雪が相当時間続く と見込まれるとき 積雪により通行止めが発 生したとき 	救助、その他、災害 の拡大を防止するた めの通常業務を継続 しながら災害対策を 行う態勢	<ul style="list-style-type: none"> 町長、副町長 係長以上の職員 課長が指名する職員
第3非常態勢 (災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> 特別警報(雪)が発表さ れたとき 積雪が50cmとなったとき 	町の全力をもって災 害対策に備える態勢	全職員

雪害に対する組織及び事務分掌は、震災編 第3部 災害応急対策計画 「第2章 防災体制の確立」を準用する。

第2節 雪害情報の収集・広報

震災編 第3部 災害応急対策計画 「第3章 災害情報の収集・伝達・報告」を準用する。

第3節 除雪

1 除雪活動

担当	土木施設班
----	-------

(1) 道路の除雪

町は、生活道路の確保を最重要策として除雪を実施する。

除雪は、概ね積雪が50cm以上を基準とし、都と連携して、次の除雪路線から臨機応変に優先順位をつけて除雪を実施する。

区分	路線名
都道	<ul style="list-style-type: none"> ・主要地方道都道31号線（大久野中学校～ニッ塚峠） ・都道184号線（日の出インター及び日の出橋～三ツ沢） ・都道185号線（西平井橋～秋川消防署） ・都道165号線（東京花壇～阿伎留医療センター） ・都道251号線（坂本信号～梅ヶ谷峠）
都道へのアクセス町道	<ul style="list-style-type: none"> ・補助道第4号線（通称藤谷街道） ・補助道第7号線（通称川北通り） ・補助道第10号線（通称羽生通り） ・補助道第15号線（諏訪下橋～坊平） ・補助道第20号線（玉の内） ・日の出団地42号線（日の出団地メイン道路） ・三吉野下平井41号線（三吉野パークタウンメイン道路） ・三吉野工業団地2号線、16号線（圏央道側道）
孤立が想定される集落	<ul style="list-style-type: none"> ・幸神12号線（幸神入り）、補助道第17号線（坂本峰地区）、補助道16号線（白倉入り）、肝要5号線（一の護王下入り）、補助道21号線（足下田入り、日の出さくら）、三ツ沢1号線（つつる温泉）等
医療機関・福祉施設等の緊急性のある町道	<ul style="list-style-type: none"> ・水口4号線（大久野病院） ・坊平11号線（大正保育園） ・幸神16号線（大久野保育園） ・落合5号線（日の出が丘病院） ・落合2号線（日の出紫苑） ・補助道第19号線（平井中学校・日の出ホーム） ・補助道第6号線（清快園・栄光の杜・日の出舎） ・日の出団地43号線外（第3サンシャインビラ） ・玉の内15号線（秋川流域斎場組合） ・補助道第5号線・8号線（本宿小学校・給食センター） ・補助道第3号線（新清快園） ・谷戸1号線（宝光保育園） ・三吉野清坊6号線（さくらぎ保育園） ・日の出団地1号線（日の出幼稚園）

(2) 凍結防止剤等の散布

町は、道路交通の安全確保のため、必要に応じて急坂、カーブ等危険箇所へ凍結防止剤、融雪剤等を散布する。

2 道路パトロール

担当	現地調査班
----	-------

町は、管内を適時パトロールし、除雪作業の指示及び作業後の路面状況の確認を行う。

3 除雪に伴う雪処分

担当	土木施設班
----	-------

町は、除雪に伴う雪を処分する。処分箇所は、次のとおりである。

役場職員駐車場、肝要の里駐車場、三吉野欠下調整池、町民グラウンド

4 消防設備の除雪

担当	消防班
----	-----

消防班は、各詰所の出入口付近を除雪し、出動可能な体制をとるとともに、消火栓、防火水槽等の除雪を行い水利の確保を図る。

また、雪害により町民の身の危険がおびやかされる状況においては、道路の除雪を行う。

第4節 住民生活支援

震災編 第3部 災害応急対策計画 「第10章 被災者生活支援」を準用する。

第6部 降灰対策計画

第1章 降灰情報の収集・伝達

■対策の体系

項目	担当
第1節 降灰情報の収集	本部事務局
第2節 住民への広報	本部事務局、総務広報班

第1節 降灰情報の収集

1 降灰情報の収集

担当	本部事務局
----	-------

町は、気象庁から発表される降灰予報を収集する。降灰予報は、次のとおりである。

種類	内容
降灰予報（定時）	噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて、18時間先（3時間区切り）までに噴火が発生した場合の降灰範囲、小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的（3時間ごと）に発表する。
降灰予報（速報）	噴火発生直後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間以内の降灰量分布、小さな噴石の落下範囲を噴火後5～10分程度で速やかに発表する。
降灰予報（詳細）	噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布、降灰開始時刻を計算し、6時間先までの詳細な予報を噴火後20～30分程度で発表する。

2 降灰情報の報告

担当	本部事務局
----	-------

町は、降灰を覚知した場合は、降灰状況の調査を行い、都を通じて気象庁に報告する。

また、降灰による被害の発生に際して、速やかに町内又は所管業務に関する被害状況等を迅速、的確に把握し、あらかじめ定められた伝達システムにより、都等に報告する。

第2節 住民への広報

担当	本部事務局、総務広報班
----	-------------

町は、降灰に関する重要な情報について気象庁及び関係機関から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、重要な施設の管理者、住民等に周知する。

第2章 降灰対策

■対策の体系

項目	担当
第1節 火山灰の収集及び処分	土木施設班、環境班
第2節 住民相談	被災者支援班
第3節 避難対策	本部事務局

第1節 火山灰の収集及び処分

担当	土木施設班、環境班
----	-----------

火山灰の収集及び処分に関する対応は、次のとおりとする。

- 1 宅地等に降った火山灰は、土地の所有者又は管理者が対応することを原則とする。
- 2 火山灰の運搬は、町が実施する。運搬に際しては、一般廃棄物とは別に行う。
- 3 道路に降った火山灰は、道路管理者が除去、収集・運搬を行う。
- 4 火山灰の処分は、町が東京都及び関係機関と調整の上、処分する。

第2節 住民相談

担当	被災者支援班
----	--------

町は、降灰の状況に応じ相談窓口を開設し、健康、火山灰の収集等の相談を受け付ける。

第3節 避難対策

担当	本部事務局
----	-------

町は、降灰による影響が予想される場合は、外出等を控えること等と呼び掛ける。

また、降灰後の降雨により土砂災害の危険性がある場合は、必要に応じ避難指示等を発令し、住民を避難させる。

第7部 大規模事故対策計画

本計画の対象となる大規模事故は、大規模な火災、危険物等施設における事故、航空機事故、道路事故、ガス事故とする。

なお、危険物等の対象は、危険物（消防法第2条）、高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条）、火薬類（火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条）、毒物劇物（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条）及び放射線（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条）に規定されるものとする。

第1章 火災予防対策

■対策の体系

項目	担当
第1節 火災の予防	秋川消防署
第2節 建築物等の防火対策	秋川消防署、都（都市整備局）
第3節 文化財の防火対策	文化スポーツ課、秋川消防署、都（教育庁）
第4節 森林火災の予防	産業観光課、秋川消防署

第1節 火災の予防

1 防火思想の普及徹底

担当	秋川消防署
----	-------

(1) 住民に対する指導

秋川消防署及び町は、パンフレット、ポスター、ホームページ等各種の媒体を用いて、防火思想の普及を図る。

また、地域での消火訓練、応急救護訓練等を通じて防火意識と防災行動力の向上を図る。

(2) 事業所の防火管理及び防災管理指導

秋川消防署は、事業所の防火管理及び防災管理指導等を通じて、事業所の管理体制、防災行動力を向上させる。

2 予防査察

担当	秋川消防署
----	-------

秋川消防署は、消防法の規定に基づき、防火対象物又は危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵取扱状況について、検査、質問等を行い、火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。

第2節 建築物等の防火対策

担当	秋川消防署
----	-------

都は、建築物の位置、構造、設備について、建築基準法関係法令及び建築安全条例に基づきそれぞれ定められた技術上の基準に適合した状態で施工及び維持するよう指導する。

秋川消防署は、火災予防査察の実施、消防法、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び火災予防条例の基準に適合させる等、防火上の観点から必要な指導を行う。

第3節 文化財の防火対策

担当	文化スポーツ課、秋川消防署、都（教育庁）
----	----------------------

都及び町は、毎年1月26日を「文化財防火デー」として、学校教育、社会教育を通じて、文化財防火運動を推進し、文化財に対する認識を深める。

秋川消防署は、消防用設備等の適正な維持管理の指導、災害時の活動体制の確立の指導及び施設内外における火気取扱の規制等所要の指導を行う。さらに、「文化財防火デー」に際し文化財における消防演習、ポスター等を活用した広報及び立入検査等を実施する。

第4節 森林火災の予防

1 火入れの許可

担当	産業観光課、秋川消防署
----	-------------

町は、町長が森林法（昭和26年法律第249号）第21条に基づき火入れを許可するときは、秋川消防署と協議するとともに、実施の日時、場所、責任者の住所、氏名等必要事項を五日市警察署長に通報する。

2 広報、予防活動等

担当	秋川消防署
----	-------

秋川消防署は、町、消防団と連携して、次の活動を実施する。

広報活動	火災予防運動期間または行楽シーズンを中心に行楽客、住民、関係事業所等を対象として、林野火災の予防広報を実施する。
予防活動	火災予防運動期間を中心に、消防団等と連携して林野の防火パトロール及び林野に近接した民家の防火診断を実施する。
消防活動訓練	森林火災が発生しやすい時期に、町、消防団の協力を得て、消防活動訓練を実施する。
指導	<ol style="list-style-type: none"> 1 林野等の火入れに際しては、消防署に届け出るよう指導する。（火災予防条例） 2 森林法に基づき町が火入れの許可をするとき又は国、若しくは町が火入れするときは、消防署長と協議するよう指導する。 3 林野に防火線を設定するときは、設定者からあらかじめ消防署長が協議を受ける。

第2章 防災体制の確立

■対策の体系

項目	担当
第1節 防災体制の確立	(震災編第3部を準用)
第2節 現地連絡調整所	本部事務局、都(総務局)
第3節 情報連絡系統	本部事務局、日の出町消防団

第1節 防災体制の確立

震災編 第3部 災害応急対策計画 「第1章 防災体制の確立」を準用する。

第2節 現地連絡調整所

担当	本部事務局、都(総務局)
----	--------------

都は、大規模事故発生時、現地活動機関からの要請がある場合、又は被害の軽減を図るため必要があると判断した場合、現地連絡調整所を設置する。

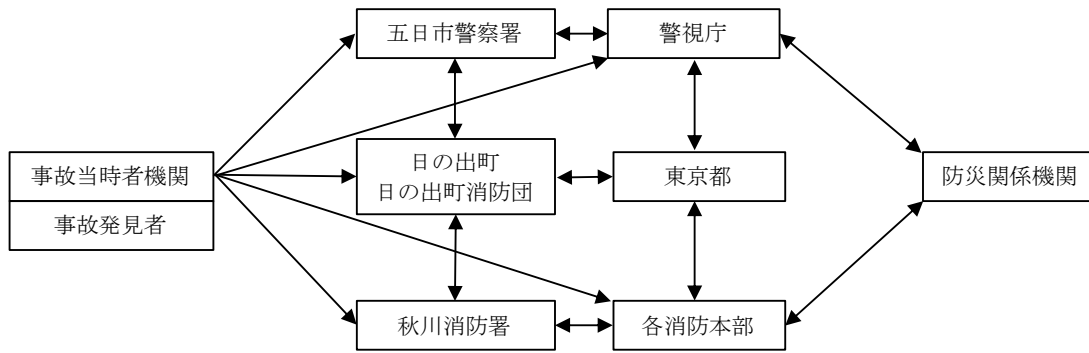
町で大規模事故が発生した場合、現地連絡調整所に連絡員を派遣する。現地連絡調整所の関係機関及び連絡調整事項は、おおむね次のとおりである。

関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都 ・ 警視庁 ・ 自衛隊 ・ 日本赤十字社東京都支部 ・ 消防団 等 ・ 事故発生地 of 区市町村 ・ 消防機関 ・ 医師会 ・ 事故当事者機関
連絡調整事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況の把握 ・ 災害現場の状況把握 ・ 警戒区域の確認 ・ 各機関の役割分担、分担区域の確認 ・ 各機関の部隊派遣状況及び見込み ・ 被災者等が一時的に避難する施設・場所の確保に関する調整 ・ 軽症者の臨時的な移送及び医療救護に関する調整 ・ 重症者の医療機関への搬送に関する調整(ヘリ搬送含む) ・ 遺体の搬送、安置場所等の調整 ・ 各機関が発表する広報内容の確認等 ・ 民間施設等の使用に関する確認 ・ 臨時ヘリポートの設置・運用に関する調整 ・ その他、各機関が必要とする事項

第3節 情報連絡系統

担当	本部事務局、日の出町消防団
----	---------------

大規模事故等発生の際の災害対策については、事業者、施設管理者等の当事者機関による対応を原則とするが、広域的、総合的な災害応急対策が必要と考えられる場合の情報連絡体制は、次のとおりである。



第3章 危険物事故の応急対策

■対策の体系

項目	担当
第1節 石油類等危険物貯蔵施設等	関係各班、秋川消防署
第2節 高圧ガス保管施設	関係各班、秋川消防署、五日市警察署、都（総務局、環境局）、関東東北産業保安監督部
第3節 火薬類保管施設	関係各班、秋川消防署、五日市警察署、都（環境局）、関東東北産業保安監督部
第4節 毒物・劇物取扱施設	関係各班、秋川消防署、五日市警察署、西多摩保健所、都（保健医療局、教育庁）
第5節 放射線使用施設等	関係各班、秋川消防署、西多摩保健所、都（保健医療局）
第6節 危険物輸送車両	関係各班、秋川消防署、五日市警察署（警視庁）、都（環境局、総務局）、関東運輸局、関東東北産業保安監督部

石油類、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射線等の各施設及び危険物輸送車両等の事故災害時に、関係機関は、被害を最小限にとどめるため、被災者の救出・救助及び被害の拡大を防止するための応急措置を実施する。

第1節 石油類等危険物貯蔵施設等

東京消防庁（秋川消防署）は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

また、これらの施設に対する災害応急対策は、震災編第3部災害応急対策計画「第5章消防・危険物対策」を準用する。

- (1) 危険物の流出又は爆発等のおそれがある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- (2) 混触発火等による火災の防止措置及び初期消火活動並びにタンクの破壊等による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置及び応急対策
- (3) 災害発生時の自主防災活動組織及び活動要領の制定
- (4) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置並びに関係機関との連携活動

第2節 高圧ガス保管施設

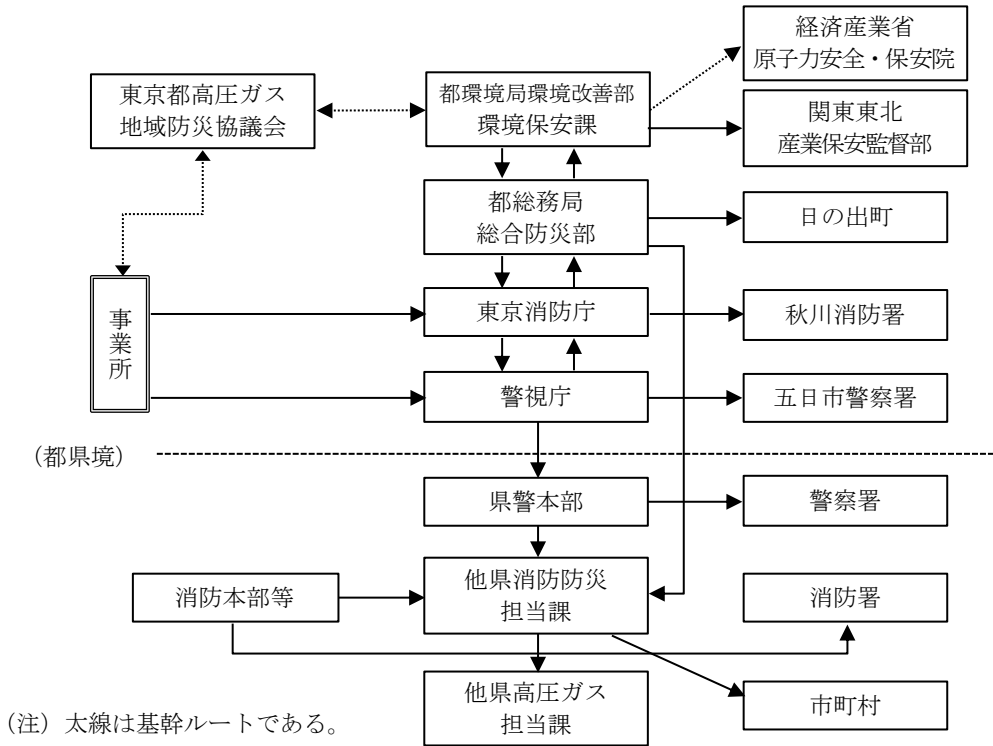
高圧ガス貯蔵施設に事故が発生し、塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合、当該事業所は防除活動を実施するとともに、被害の拡大を防止するため、関係機関に迅速かつ的確な通報を実施する。

安全対策の対象となるガスは「大量に貯蔵及び消費され、漏えいにより隣接する住民に被害を及ぼすおそれのあるガス」（都においては、塩素ガス、アンモニア、酸化エチレン）である。

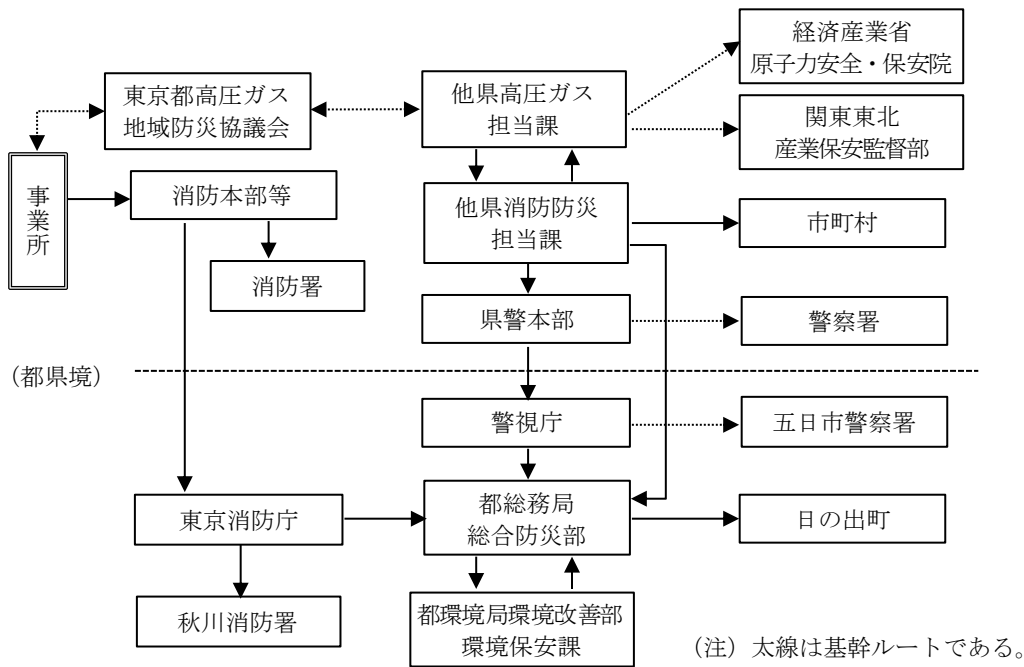
都県間で事故が発生した場合の連絡通報窓口については、平成4年（1992年）10月に隣接都県間の合意

に基づき定められている。

有毒ガス漏えい事故発生時における通報系統、通報内容及び各機関の対応措置は、次のとおりである。



都において事故が発生した場合の通報系統



隣接県において事故が発生した場合の通報系統

機関名	対応措置
町（関係各班）	事故時において必要に応じ、次の措置を行う。 ①避難指示等 ②避難誘導 ③避難所の開設 ④避難者の保護 ⑤情報提供 ⑥関係機関との連絡
都（総務局）	都県境周辺で漏えい事故が発生した場合は、関係機関に対し必要な連絡通報を行う。
都（環境局）	①事故時における措置 ・ガス漏れ等の事故が発生した場合、当該事業所は、直ちに災害の拡大防止及び被害の軽減に努める。 ・災害が拡大するおそれがある場合、東京都高圧ガス地域防災協議会がガスの種別により指定した防災事業所に対して出動を要請し、災害拡大防止等を指示する。 ②事故時の緊急出動体制 高圧ガスの事故時には、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定する防災事業所と部会ごとに置く準防災事業所が事故に対応する体制を整えている。防災事業所は、高圧ガスの移動や事業所等における事故に対し、出動要請があった場合に応援出動することを任務とし、準防災事業所は、移動時に係る事故を除き、防災事業所と同様の任務を負っている。
東京消防庁 （秋川消防署）	①ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは、避難指示を行う。 ②災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ③関係機関との間に必要な情報連絡を行う。 その他応急対策は、震災編第3部災害応急対策計画「第5章消防・危険物対策」を準用する。
警視庁 （五日市警察署）	①ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 ②町長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、避難の指示を行う。 ③避難区域内への車両の交通規制を行う。 ④避難路の確保及び避難誘導を行う。
関東東北産業 保安監督部	①正確な情報把握のため、都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 ②災害発生に伴い、都及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造事業所に対して施設等の緊急保安措置を講ずるよう指導し、被害の拡大防止を図る。

第3節 火薬類保管施設

火薬類保管施設等の事故が発生した場合の対応措置は、次のとおりである。

機関名	対応措置
町（関係各班）	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ①避難指示等 ②避難誘導 ③避難所の開設 ④避難者の保護 ⑤情報提供 ⑥関係機関との連絡
都（環境局）	被害が拡大するおそれがある施設を対象に、緊急時における管理上の指揮命令を発する。 ①関係機関には状況に応じた緊急措置等を連絡する。 ②事業所には十分な水を確保するよう指導し、水バケツ等の消火施設の強化を指示する。

機関名	対応措置
関東東北産業 保安監督部	①火薬類製造事業所等の施設等が災害の発生により危険な状態となった場合、又は危険が予想される場合は、十分な監督又は指導を行い、必要と認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令を行う。 ②作業現場に未使用の状態に滞留している火薬類は、緊急の場合、自主的保安管理体制の下に、直ちに担当の監督者に回収させ、火薬庫に返納する等の措置をとらせるとともに、迅速に実情を把握し、適切な指示、命令等を発する。
東京消防庁 (秋川消防署)	①人命危険が著しく切迫しているときは、避難指示を行う。 ②災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ③関係機関との間に必要な情報連絡を行う。 その他応急対策は、震災編第3部災害応急対策計画「第5章消防・危険物対策」を準用する。

第4節 毒物・劇物取扱施設

毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故が発生した場合の対応措置は、次のとおりである。

機関名	対応措置
町（関係各班）	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ①避難指示等 ②避難誘導 ③避難所の開設 ④避難者の保護 ⑤情報提供 ⑥関係機関との連絡
都（保健医療局） (西多摩保健所)	①毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。 ②毒物・劇物が飛散し、漏えいした場合は、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。 ③関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集・伝達に努める。
東京消防庁 (秋川消防署)	①有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは、避難の指示を行う。 ②災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ③関係機関との情報連絡を行う。 また、これらの施設に対する災害応急対策は、震災編第3部災害応急対策計画「第5章消防・危険物対策」を準用する。
都（教育庁）	災害時の次の対策を計画し、これに基づく行動を指導する。 ①発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知 ②出火防止及び初期消火活動 ③危険物等の漏えい、流出等による危険防止 ④実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止 ⑤児童生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底 ⑥被害状況の把握、情報収集及び伝達等 ⑦避難場所及び避難方法

第5節 放射線使用施設等

災害や事故、テロ活動等により、放射性同位元素（RI）又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生し、又は発生する可能性がある場合は、「放射線同位元素等の規制に関する法律」に基づき定められた基準に従い、放射線同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告を行う。

原子力規制委員会は、その必要を認めた場合は、放射線同位元素使用者等に対し、放射線障害を防止

するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

放射性同位元素を使用する病院又は診療所の管理者は、地震、火災その他の災害、事故、テロ活動等により、放射線障害が発生し、又は発生する可能性がある場合は、直にその旨を保健所、警察署、消防署その他関係機関に通報するとともに、放射線障害の防止に努める。

町及び都における各機関別の応急活動は、次のとおりである。

機関名	対応措置
町（関係各班）	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ①避難指示等 ②避難誘導 ③避難所の開設 ④避難者の保護 ⑤情報提供 ⑥関係機関との連絡
東京消防庁 （秋川消防署）	RI等の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう使用者を指導する。 また、消防機関は、震災編第3部災害応急対策計画「第5章消防・危険物対策」により災害応急活動を行う。 ①施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 ②放射線源の露出及び流出に伴う危険区域の設定等人命安全に関する応急措置
都（保健医療局） （西多摩保健所）	RI使用病院での被害が発生した場合は、その被害状況を的確に把握し、住民に対する被害を最小限にとどめるため、4人を1班とするRI管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止措置、住民の不安の除去等に努める。

第6節 危険物輸送車両

1 高圧ガス等輸送車両

高圧ガス等輸送車両の事故が発生した場合の対応措置は、次のとおりである。

機関名	対応措置
町（関係各班）	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ①避難指示等 ②避難誘導 ③避難所の開設 ④避難者の保護 ⑤情報提供 ⑥関係機関との連絡
都（環境局）	①正確な情報把握のため、関係機関と密接な情報連携を行う。 ②必要と認められる場合は、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。 ③災害が拡大するおそれがある場合は、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に対して応援出動を要請する。
警視庁 （五日市警察署）	①施設管理者に対し、保安施設及び応急資機材を整備充実させ、効果的な活動を推進する。 ②移動可能なものは、周囲の状況によりあらかじめ安全な場所に移動させる。 ③輸送中の車両については、安全な場所に誘導して退避させる。
東京消防庁 （秋川消防署）	①交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 ②災害応急対策は、震災編第3部災害応急対策計画「第5章消防・危険物対策」により行う。
関東東北産業 保安監督部	正確な情報把握のため、都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。

機関名	対応措置
関東運輸局	危険物輸送の実態に応じ、次の対策を推進する。 ①災害発生時の緊急連絡設備の整備 ②災害発生時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋梁、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。 ③輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。

2 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故

核燃料物質等の事業所外運搬中の事故が発生した場合の対応措置は、次のとおりである。

機関名	対応措置
町（関係各班）	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ①避難指示等 ②避難誘導 ③避難所の開設 ④避難者の保護 ⑤情報提供 ⑥関係機関との連絡
国の各省庁 （文部科学省） （経済産業省） （国土交通省） （警察庁） （総務省消防庁）	①放射性物質輸送事故対策会議の開催 核燃料物質の輸送中に事故が発生し、原子力事業者等から通報を受け、関係省庁間の密接な連絡・調整が必要と判断される場合、又は関係省庁間の求めがある場合は、「放射性物質輸送事故対策会議」を開催し、次の事項に関し、連絡・調整を行う。 なお、会議の庶務は、事故を所管する省庁において行う。 ・事故情報の収集、整理及び分析 ・関係省庁の講ずべき措置 ・係官及び専門家の現地派遣 ・対外発表 ・その他必要な事項 ②派遣係官及び専門家の対応 関係省庁は、核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合は、現地に係官及び専門家を派遣する。係官は、事故の状況把握に努め、警察官及び消防吏員に対する助言を行うとともに、関係省庁との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施する。専門家は、関係省庁の求めに応じて、必要な助言を行う。
警視庁	事故の通報を受けた警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、原子力事業者等その他の関係機関と協力して、人命救助、交通規制等の必要な措置を実施する。
東京消防庁 （秋川消防署）	事故の通報を受けた東京消防庁は、直ちにその旨を都総務局総合防災部等に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。
都（総務局）	事故の通報を受けた都（総務局）は、都の窓口として、直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国とも連携をとり、専門家の派遣要請など必要な措置を講ずる。
その他 （事業者等）	事業者等（輸送事業者、事業者、現場責任者）は、事故発生後、直ちに関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずるとともに、警察官及び消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い、適切な措置をとる。

第4章 大規模事故時の応急対策

■対策の体系

項目	担当
第1節 航空機事故	本部事務局、秋川消防署、都（総務局）
第2節 道路事故	本部事務局、秋川消防署、五日市警察署、西多摩建設事務所、都（建設局）
第3節 ガス事故	本部事務局、秋川消防署、五日市警察署、武陽ガス株式会社

航空機事故及び大規模な道路事故等の事故災害時、関係機関は被災者の救助及び被害の拡大を防止するための応急措置を実施する。

第1節 航空機事故

航空機事故が発生した場合の対応措置は、次のとおりである。

機関名	対応措置
東京消防庁 (秋川消防署)	東京消防庁の大規模火災出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計画等により対応する。
都及び関係機関	<p>○米軍又は自衛隊の航空機事故等が発生した場合、「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」により関係機関は活動を行う。</p> <p>○事故時の応急措置</p> <p>(1)緊急連絡通報 航空事故緊急連絡者は、次に掲げる事項について行う。</p> <p>①事故の種類(墜落、不時着、器物落下等) ②事故発生の日時、場所 ③事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無 ④その他必要事項</p> <p>(2)現地連絡所等の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。 ・米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が、設置する現地連絡所にあつては、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。 ・この場合において、他の関係機関は可能な限りこれに協力する。

第2節 道路事故

道路・橋梁における事故発生時の対応措置は、次のとおりである。

機関名	対応措置
東日本高速道路	①東日本高速道路が所管する道路に関する大規模事故が発生した場合又は発生が予想される場合、被害を最小限にするため、東日本高速道路防災業務計画に定める災害応急対策に基づき対策を実施するとともに、東京都並びに関係各機関と情報交換を行うものとする。 ②また、事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。
都（建設局） （西多摩建設事務所）	都（建設局）が所管する道路において、大規模な事故が発生した場合、被害を最小限にし、できるだけ速やかに交通確保を図るため、次の措置を講ずる。 ①関係機関への連絡、調整 ②応急措置の実施 ③被災した施設の安全点検及び応急復旧の実施
警視庁 （五日市警察署）	事故を認知した場合、要救助者の救出救助及び避難誘導、周辺道路の交通規制等を実施し、被害の拡大防止等に努める。
東京消防庁 （秋川消防署）	事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京DMATと連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。
町（関係各班）	①所管する道路において事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握及び応急措置・復旧体制を確保する。 ②また、事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。 ③事故の発生により、又は発生に伴う火災延焼など、被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、都、警視庁、消防機関と連携し、避難先の確保、避難者の誘導等を行う。

第3節 ガス事故

ガス事故発生時の対応措置は、次のとおりである。

機関名	対応措置
町（関係各班）	①事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にするため、事故の状況把握及び応急措置・復旧体制を確保する。 ②事故の状況に応じて、都に対し現地連絡調整所の設置を要請する。 ③事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼等、被害の拡大により、住民の避難が必要な際には、都、五日市警察署及び秋川消防署と連携し、避難先の確保、避難者の誘導等を行う。
東京消防庁 （秋川消防署）	東京消防庁は、事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京DMATと連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。 その他、これらの施設に対する災害応急対策は、震災編第3部災害応急対策計画「第5章消防・危険物対策」に定めるところによる。
警視庁 （五日市警察署）	①ガス漏れ等の事故が発生した場合は、関係機関と連絡通報を行う。 ②町長が避難の指示をすることができないと認めた場合、又は町長から要求があった場合は、避難の指示を行う。 ③避難区域内への車両の交通規制を行う。 ④避難路の確保及び避難誘導を行う。
武陽ガス株式会社	1 通報連絡等 通報の責任者は、当該工事現場の現場責任者とし、災害の内容に応じて武陽ガスの本社、供給部及び消防、警察、道路管理者、沿道住民等に連絡する。 当該連絡の内容は、事故災害の状況、発生場所その他必要事項とする。

機関名	対応措置
	2 非常災害対策組織 ガス導管等の事故発生時の態勢は、あらかじめ定めた非常災害対策組織による。 3 事故時の応急措置 ①消防機関又は警察機関と緊密な連携を保ちつつ、現場の状況に応じて次の措置をとる。 ・人身災害が発生した場合は、直ちに医師又は消防機関に連絡し、適切な措置をとる。 ・ガス漏えい箇所付近では火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立ち入らないような措置をとる。 ・状況に応じ、ガスメーターコック、遮断装置等によりガスの供給を遮断する。 ・状況に応じ、マンホール開放を行った場合は、通行者に対する安全誘導を行う。 ・状況に応じ、戸別訪問、拡声器等で付近住民等に対する広報活動を行う。 ②事故の状況に応じ、応援の依頼又は特別出動の要請を行う。 ③復旧のための調査、連絡、修理等を行う。

その他対策については、震災編 「第3部 災害応急対策計画」の各章を準用する。